**顧問契約書**

依頼者 ●●（以下「甲」という。）と弁護士 ▲▲（以下「乙」という。）は、以下のとおり委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

# **（事件等の表示と受任の範囲）**

甲は、乙に対し、下記事件又は☒を付した法律業務（以下「本業務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

1. 事件等の表示
事件名：
相手方：
手続機関：
2. 受任範囲

|  |  |
| --- | --- |
| [ ] 書類作成 | [ ] 交渉 |
| [ ] 訴訟（一審、控訴審、上告審、支払督促、少額訴訟、手形･小切手） |
| [ ] 調停及び審判 | [ ] 即決和解 |
| [ ] 債務整理（破産、民事再生、任意整理、会社更生、特別清算） |
| [ ] 保全処分（仮処分、仮差押え、証拠保全） |
| [ ] 強制執行 | [ ] 遺言執行 |
| [ ] 行政不服申立 |  |
| [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

# **（報酬）**

　甲並びに乙は、本業務に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定めるもののうち、☒を付したものを選択すること及びその金額（税抜）又は算定方法を合意した。

　[ ] 着手金

　　①着手金の金額は、金　　　　　　　円とする。

　　②着手金は、特約がない限り、甲が乙に本業務を委任したときに、乙の指定する金融機関口座宛て振込送金の方法により一括で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

　[ ] 報酬金（報酬の発生条件：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　①報酬金の金額は次のとおりとする。ただし、本業務が上訴等により受任範囲とは異なる手続に移行し、引き続き乙がこれを受任する場合は、その新たな委任契約の協議の際に再度協議する。

　　　[ ] 金　　　　　　　円とする。

　　　[ ] 甲の得た経済的利益の　　　％とする。

　　　（経済的利益：支払を受けた金額・支払を免れた金額・特約に記載）

　　②報酬金は、特約がない限り、本業務の処理が終了したときに、乙の指定する金融機関口座宛て振込送金の方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

[ ] 手数料

　　①手数料の金額は、金　　　　　　　円とする。

　　②手数料は、特約がない限り、甲が乙に本業務を委任したときに、乙の指定する金融機関口座宛て振込送金の方法により一括で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

[ ] 時間制（ 事件処理全般の時間制 ・ 着手金に代わる時間制 ）

　　①１時間当たりの金額は、　　　　　　　円とする。

　　②甲は時間制料金の予納を（ する ・ しない ）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は　　　時間分であり、合計金　　　　　　　円とする。

　　③予納金額との過不足は、特約がない限り、事件終了後に清算する。

[ ] 出廷日当

　　①１回当たりの日当の金額は、金　　　　　　　円とする。

　　②甲は日当の予納を（ する ・ しない ）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は　　　回分であり、合計金　　　　　　　円とする。

　　③予納金額との過不足は、特約がない限り、事件終了後に清算する。

□出張日当

　　①出張日当は、（　一日 ・ 半日 ）金　　　　　　　円とする。

　　②甲は出張日当の予納を（ する ・ しない ）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は　　　回分であり、合計金　　　　　　　円とする。

　　③予納金額との過不足は、特約がない限り、事件終了後に清算する。

　[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

# **（実費及び預り金）**

　甲及び乙は、本業務に関する実費等につき、次のとおり合意する。

　[ ] 実費

　　[ ] 甲は費用概算として金　　　　　円を予納する。

　　[ ] 実費が発生した日以降に請求する。

　[ ] 預り金

　　甲は、　　　　　　　　　　　　　　　　　の目的で金　　　　　円を乙に預託する。

# **（事件処理の中止等）**

1. 甲が弁護士報酬若しくは実費等の支払を遅滞した場合は、乙は本業務の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙は速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

# **（弁護士報酬の相殺等）**

1. 甲が弁護士報酬若しくは実費等を支払わない場合は、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、又は本業務に関して保管中の書類その他物件を甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙は速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

# **（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）**

本契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は継続不能により中途で終了した場合は、乙の処理の程度に応じて清算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部若しくは一部の返還又は支払を行う。

# **（進捗報告）**

乙は、甲に対し、本業務の進捗状況を電話又はＥメールにより報告する。

# **（秘密保持）**

乙は、その職務上知った甲の秘密を保持し、甲の秘密を保持するために万全の配慮を行う。ただし、法律上及び弁護士倫理上開示が許される場合はこの限りでない。

# **（特約）**

本契約につき、甲及び乙は下記特約に合意する。

# **（協議事項）**

本契約について定めのない事項若しくは解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議する。

[以下余白]

甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明に基づき本契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、記名・押印又は署名の上、各１通を保有することとする。

２０２０年●月●日

依頼者（甲）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受任者（乙）　住所

　　　　　　　所在地

弁護士 ▲▲　　　 　　　　　　　　　　　　㊞